

就労体験・訓練を受入れてみませんか？

平成 27 年 4 月に始まった、生活困窮者自立支援制度をご存じですか？

さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、自立に向けた包括的な支援を行う制度です。

ひきこもっていた期間が長かったり、心身に課題があるなどの理由により、すぐには一般就労に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

こういった方へ、「就労体験」や「就労訓練」により支援し、一般就労を目指したステップアップを図ります。



Step 1 職場見学・就労体験



すぐには就労が困難な方に対し、職場見学や作業を体験（数日程度）させていただくことで、仕事の雰囲気や体感してもらい、社会とのつながりや自立への意欲を取り戻してもらいます。

除草や野菜の収穫補助、荷物の運搬や商品の袋詰めなど、簡易な作業をお手伝いします。

なお、長期間社会や仕事から遠ざかっていた方であることをご配慮いただき、温かく見守っていただけますと幸いです。

Step 2 就労訓練

一般就労に就く前に、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を体験する必要がある方が対象です。各事業者が、知事の認定を受け、自らの事業所において、一般就労に向けた訓練や支援付きの就労の場の提供を行っていただきます。

※ 就労訓練事業の認定にあたっては、就労支援担当者の配置や安全衛生に関する要件など、一定の基準を満たす必要があります。

就労訓練事業には、以下の二つの方法があります。

- ・ 非雇用型： 雇用契約は結ばない。利用者は、訓練として軽易な作業（一定期間）などを行います。
- ・ 支援付き雇用型： 雇用契約を結ぶ。利用者は、労働時間などへの配慮を受けながら就労します。

利用者の中には、毎日の就労が難しい方や体調の変化でときどき休んでしまうという方もいます。訓練や就労の日数や一日の従事時間を少なくするなど、ご配慮いただきますようお願いいたします。



ステップアップのイメージ



仕事って楽しいかも・・・

だんだん自信がついてきた！

働いてみるぞ！
がんばるぞ！

自立！

一般就労

※必要に応じ、自立相談支援機関がフォロー



就労体験

就労訓練
(非雇用型)

就労訓練
(支援付き雇用型)

生活困窮
の相談

見学

やって
みたいな・・・

社会に出るのが不安・・・

－ お問い合わせ先 －

茨城県福祉部福祉人材・指導課（生活困窮者自立支援担当）

電話番号：029-301-3164

FAX：029-301-6200

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

— FAX送信票 —

FAX 送付先 029-301-3179

茨城県福祉部福祉人材・指導課
生活困窮者自立支援担当者 行

就労体験・就労訓練へのご協力をご検討していただけます場合には、
FAXをお送りいただけますと幸いです！

後日改めて、担当からお電話させていただきます、ご説明に伺います。



法人名（事業所名）	
ご担当者様のご氏名	
ご住所	
ご連絡先電話番号	
体験・訓練を行う事業所名	
体験・訓練作業の内容	
備考	

お電話（029-301-3164）や

E-mail（fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp）でも結構です。

ご協力ありがとうございます！

